



# やませみ

学校だより  
令和元年9月26日  
伊豆市立中伊豆小学校



## 学校行事がいっぱいの2学期スタート！



8月26日(月)より2学期がスタートしました。始業式(左写真)で約一ヶ月ぶりに会った子どもたちからは、日焼けしたたくましい表情が多く見られました。また、式の間はもちろん、体育館への入場から退場に至るまで、終始きちんとした態度や落ち着いた様子が見られ、心身ともに成長を感じさせられました。

始業式の校長講話では、「学校行事の多い2学期に、得意なことを、もっと得意にしましょう!」と話をしました。2学期には、運動会をはじめ、作品展、マラソン大会、クリスマスステージなど、各種の行事を通じて活躍する場面が多くあります。それらをチャンスと捉え、子どもたち一人一人の得意な面に更に磨きをかけ、自信をつけられるよう、親身に指導にあたって参ります。2学期も、ご理解ご支援をよろしくお願いいたします。

## ご協力ありがとうございました！

夏休み中の8月24日(土)、第2回PTA奉仕作業が行われました。厳しい残暑の中、多くの皆様のご参加をいただき、手際よく熱心に除草、枝払い、体育館ワックス塗り等の作業に当たってくださいました。お陰様で、見違えるようなきれいな校庭に変わり、感謝の気持ちで一杯です。その校庭や体育館で、今子どもたちは、間近に迫った運動会に向けて、一生懸命練習に取り組んでいます。



【 ↑ 第2回PTA奉仕作業 】

また、8月29日(木)には「こ小中合同引き渡し訓練」を実施しました。児童を引き渡す場所を、当初の計画の体育館から教室に変更し、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。変更の理由は、耐震強度が校舎の方が強いことや、体育館では保護者の皆様がお子様を発見しにくいこと、等です。当日の様子は、大きな混乱などは見られず、おおむねスムーズに訓練が終了したのではないかと考えております。ご協力、ありがとうございました。



【 ↑ 引き渡し訓練の様子 】

## 10月の行事予定

| 日  | 曜 | 給食 | 行事等              | 日  | 曜 | 給食 | 行事等                |
|----|---|----|------------------|----|---|----|--------------------|
| 1  | 火 | ○  | 教育相談月間           | 17 | 木 | ○  | 月曜日課               |
| 2  | 水 | ○  | 4年生社会科見学（清掃センター） | 18 | 金 | 弁  | 4年生 市音楽発表会         |
| 3  | 木 | ○  |                  | 19 | 土 |    | 田方地区特別支援学級活動展(修南小) |
| 4  | 金 | ○  | フッ化物洗口           | 20 | 日 |    | 田方地区特別支援学級活動展(修南小) |
| 5  | 土 |    |                  | 21 | 月 | ○  | 田方なかよし交流会          |
| 6  | 日 |    |                  | 22 | 火 |    | <b>即位礼正殿の儀</b>     |
| 7  | 月 | ○  |                  | 23 | 水 | ○  | 先生方の読み聞かせ          |
| 8  | 火 | ○  | 伊豆市なかよし交流会       | 24 | 木 | 弁  | 6年 修学旅行            |
| 9  | 水 | ○  | 新体カテスト           | 25 | 金 | ○  | 6年 修学旅行            |
| 10 | 木 | ○  |                  | 26 | 土 |    | 家読                 |
| 11 | 金 | 弁  | 中伊豆中文化の部 6年生参観   | 27 | 日 |    |                    |
| 12 | 土 |    | 家読               | 28 | 月 | ○  |                    |
| 13 | 日 |    |                  | 29 | 火 | ○  | クラブ⑤(3年生見学)        |
| 14 | 月 |    | <b>体育の日</b>      | 30 | 水 | ○  |                    |
| 15 | 火 | ○  | クラブ④             | 31 | 木 | ○  |                    |
| 16 | 水 | ○  | 音楽発表会壮行会(朝)      |    |   |    |                    |

### 自転車保険(賠償責任保険)に加入していますか。

静岡県自転車条例、ご存じでしたか。正式には「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」といい、今年4月1日に施行されました。お子さんが道路で自転車を利用する際には、保護者が乗車用ヘルメットを着用させる努力義務が明記されています。また、10月1日から施行された条項では、自転車に乗る際には自転車損害賠償保険等に参加しなければならないことが示されました。

条例の一部 詳しくは『しずおか交通安心ネット』を検索して下さい。

#### 第9条

6 保護者は、その監護する幼児、児童または生徒が道路で自転車を利用するときは、当該幼児、児童または生徒に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

#### 第11条

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りではない。

お子さんを含め、自転車を利用する際の安全・安心のためにぜひご確認下さい。